



第 291 号



- 国内処理施設見学研修会 愛知県の加山興業と豊川バイオマスパークを訪問
- 建設廃棄物委員会 三団体合同見学会（リファインバース千葉工場）と勉強会を開催
- 多摩支部 施設見学会でエム・エム・プラスチック株式会社を視察
- 安全衛生研修会 労災防止対策と労働安全衛生法改正について



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

# 有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



## 次世代に贈る未来のために… 高精度選別再資源化システムによる

### リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- ISO39001 (認証取得: 2014年3月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- 平成25年度省エネ大賞中小企業府長官賞受賞
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開

### 高俊興業株式会社 <http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号  
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)  
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL. 047-395-1878 FAX. 047-399-5362  
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)  
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL. 03-5755-8011 FAX. 03-5755-8010  
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



市川 エコ・プラント

[26年度国内処理施設見学研修会]

## 加山興業と豊川バイオマスパークを 愛知県に訪ねる

[建設廃棄物委員会]

(一社) 東京建設業協会・(一社) 東京建物解体協会との合同施設見学会で  
リファインバース千葉工場見学と勉強会を開催

[多摩支部施設見学会]

エム・エム・プラスチック株式会社を視察

[安全衛生研修会]

東京労働局から講師を招き  
労災防止対策と労働安全衛生法改正について研修会を開催

女性部だより 震災時処理モデル策定のための事前勉強会を開催..... 16

東京都通知 廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について..... 17

委員会報告

(中間処理委員会、収集運搬委員会、医療廃棄物委員会、青年部、安全衛生推進委員会) ..... 20

講師余談・古代史散歩..... 22

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part84 ..... 24

協会の主な今後の日程..... 25

会員情報..... 26

よろず相談 (税務・相続税の気になるところ) ..... 28

事務局だより・編集後記..... 32

表紙の言葉..... 27

## 加山興業と豊川バイオマスパークを 愛知県に訪ねる

東京都産業廃棄物協会は、平成26年度国内処理施設見学研修会を10月24日(金)～25日(土)に実施した。初日は東京駅に集合し、新幹線で豊橋駅に到着後、産業廃棄物の徹底した適正処理とリサイクルに取り組む加山興業㈱豊川営業所と、文科省補助金を受け気候変動対策の実証実験を行う豊川バイオマスパークを見学した。2日目はガン封じで知られる無量寺を中心に観光し、再び豊橋駅から新幹線で帰京した。昨年の国内処理施設見学研修会は、台風接近の影響で残念ながら中止となつたが、今回は両日とも晴天に恵まれ絶好の研修日和であった。参加者は事務局を含め計25名。

(取材 塩沢美樹)



加山興業にて柏原専務（中列右端）と共に

### ■加山興業㈱豊川営業所

豊橋駅に到着した一行は貸切バスに乗り換え、30分ほどで豊川市内に入った。

愛知県豊川市は県南東部の東三河地区に位置し、古く万葉の時代から現代まで交通の要衝として、多くの名所旧跡が残されている。いなり寿司発祥の地のひとつと伝えられる豊川稻荷も有名だ。昼食と豊川稻荷への参拝を済ませた後、最初

の見学先である加山興業㈱豊川営業所（愛知県豊川市）へ向かった。

加山興業は初代社長が昭和26年に名古屋市内で創業、昭和36年に加山興業株式会社を設立し、現在は愛知県を中心に岐阜県、三重県、静岡県の東海四県で産業廃棄物収集運搬業・中間処分業（特別管理産業廃棄物を含む）、一般廃棄物収集運搬業・処分業、解体業を営んでいる。

同社に到着すると、柏原宏人専務をはじめ従業員の皆様に出迎えられ、早速2班に分かれて各施設を案内していただいた。豊川営業所は、11,000m<sup>2</sup>の敷地に焼却・乾燥施設、ゴム再生プラント、RPFプラント、蛍光管再生プラント、そして「破碎・分別し単品にする」施設として平成14年12月に開設されたリサイクルプラント等が設置された。同営業所では月間計3,000トンの廃棄物を受け入れていること。

同社は「とっても頑固なゴミ屋さん」を合言葉に、産業廃棄物の徹底した適正処理とリサイクル率の向上をめざすと共に、環境への取組みにもこだわっておられる。各施設の屋上に設置した風力と太

### 加山興業 株式会社

本社所在地：

愛知県名古屋市熱田区南一番町15番5号

電話：0533-89-0375

資本金：5,000万円

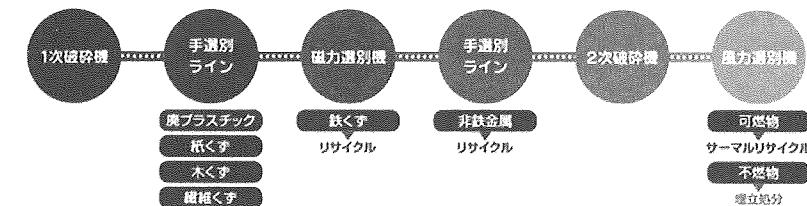
従業員数：80名

営業所：

豊川営業所、豊橋営業所、岐阜営業所

陽光による自然エネルギー発電システムで得られる電力を夜間照明等に利用し、またプラント内で飼育したミツバチから採取した蜂蜜により環境測定を行うなど、その精神が施設の隅々まで行きわたっていることが感じられた。

### 豊川リサイクルプラント 破碎・選別施設処理工程（加山興業㈱ウェブページより）



### ■豊川バイオマスパーク

加山興業を後にし、稲刈りを終えた水田が広がる平野を、30分ほど海を目指して走ると、豊川の河口付近に位置する豊川浄化センター（愛知県の下水処理場）に到着した。

次の見学先である「豊川バイオマスパーク」（愛知県豊橋市）は、国立大学法人豊橋技術科学大学が同センターの敷地内で、バイオマス・CO<sub>2</sub>・熱を有効利用した気候変動対策の実証実験を行う施

設だ。文部科学省の先導的創造科学技術開発費補助金（平成23年度採択）を受け、下水汚泥や周辺地域から集めたバイオマス（生ごみ等）をメタン発酵し、得られたバイオガスや肥料成分、CO<sub>2</sub>を利用して、下水処理場で再生可能エネルギーと食料の生産を行う全国初の試みである。

同大環境・生命工学系特任助教の熱田洋一氏と、特任研究員の宮下公一氏に施設を案内していただいた。

グリーンハウス内ではトマトの水耕栽

培が行われており、浄化センターの再生水が使用されている。CO<sub>2</sub>の成長促進作用により、収穫量が2～3割増加したとの結果も得ており、年4回収穫できるそうだ。また、CO<sub>2</sub>が水に溶けやすい性質を利用し、CO<sub>2</sub>を溶け込ませた海水で海藻が養殖されていた。

熱田氏は「このプロジェクトは、実験するだけではなく社会に活かすところまでが範囲となります。我々より皆さんの方がご存知だしご苦労されていると思いますが、ここでは廃棄物を利用するためには様々な法律上の障壁があります。それらの問題をクリアすべく行政に働きかけることを、このプロジェクトの最終目標としています」とのことだった。

施設見学研修を終え、宿泊先である西浦温泉（愛知県蒲郡市）に向かった。三河湾に突き出した半島の高台に建つ「ホテル東海園」は全室オーシャンビューで、最上階の展望レストランからは湾内を一望できる絶景の宿だ。夕日に染まる海を眺めながら温泉に浸かり、夕食に供された新鮮な魚介類と三河伝統料理の数々に日頃の疲れも癒される親睦会となった。

## ■現地修行と観光の2日目

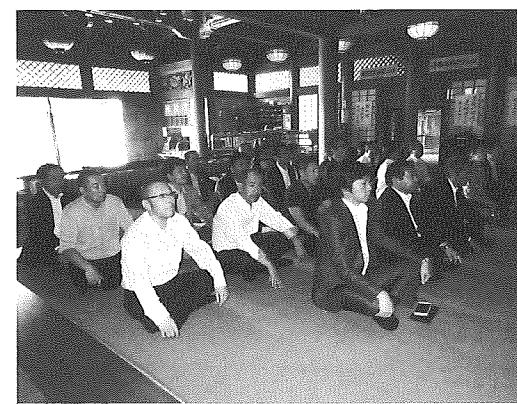
研修2日目は、宿からバスで約5分、三河特産のちくわや練り物を製造する蒲サちくわ工場で出来立てのちくわをいただきながらお土産を選んだ後、平安時代に創建された真言宗の寺院「無量寺」を参拝した。ご本尊の西浦不動は厄除け難病・ガン封じがご利益で、境内にはガン封じ絵馬が沢山奉納されていた。本殿で



左から宮下氏、熱田氏

寺の由来とガン予防の法話を聴いた。ガン予防には、熱すぎる物を飲食しないこと、あくの強い山菜はしっかりあくを抜いてから食すこと、また、良い食べ合わせと悪い食べ合わせがあり、例えばさんまと大根おろしと一緒に食べるとガンになりやすいが、レモンやすだちをかければ心配ないなど、心得の数々を教えられた。定期健診での早期発見は大事だが、あくまで第二予防である。まずは食生活に気をつけ、ストレスを溜めないと自分でできることを実践することが第一の予防であるとのことだ。

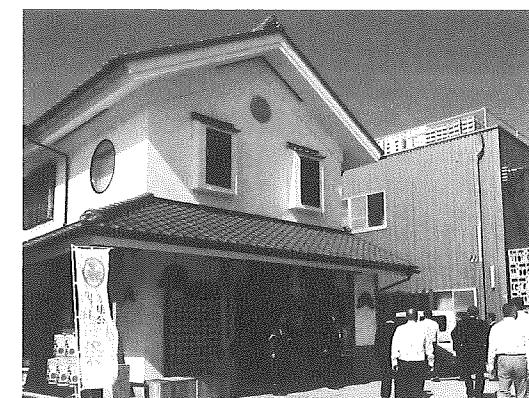
ガン封じ祈願を終えた一行は岡崎市へ



ガン封じ法話を聞く一行

移動し、松平家・徳川将軍家菩提寺として有名な大樹寺を参詣した。「桶狭間の戦いで今川義元が織田信長に敗れたとき、今川軍についていた家康がここに逃げ帰り、先祖の墓の前で自害を図ろうとしたところ、思いとどまらせたのがこの寺の住職であった」という話は良く知られているそうだ。本堂に隣接する宝物殿と収蔵庫で松平家・徳川将軍家の等身大の位牌や、冷泉為恭の手になる襖絵などの重要文化財を拝観した。大樹寺の境内からは山門、総門を通して岡崎城が見えるよう伽藍の配置が工夫されており、快晴のこの日は3km彼方の天守閣を望むことができた。

昼食をはさんで、酒造見学へ。丸石醸造株式会社は1690年創業、324年続く酒蔵で、代表銘柄はその名も『徳川家康』。折しも、平成27年の徳川家康公薨去400年にあわせ、岡崎市・静岡市など家康ゆかり



丸石醸造の風情ある外観

の地域で『家康公四百年祭』が予定されているよう、同店の店先にも記念事業の幟がはためいていた。ほのかに麹が香る蔵の前で酒造りの説明を受け、普段は入ることを許されない酒造現場の一部を見学させていただいた。

駆け足の観光であったが、これにて26年度国内処理施設見学研修会の全日程を終え、豊橋駅での解散式を経て、14時47分発の新幹線で帰途についた。



大樹寺にて、三つ葉葵の半纏を着て三代將軍家光公建立の山門をバックに記念撮影

## [建設廃棄物委員会]

### (一社) 東京建設業協会・(一社) 東京建物解体協会との合同施設見学会で リファインバース千葉工場見学と勉強会を開催

平成26年10月30日(木)、建設廃棄物委員会(鈴木委員長)は施設見学会を実施し、タイルカーペットの再資源化処理とリサイクル素材の販売を行うリファインバース(株)千葉工場(千葉県八千代市)を訪問した。施設見学の後は、東京建設業協会会議室(中央区八丁堀)において、東京都環境局資源循環推進部より講師を招き『東京都における産業廃棄物に関する指摘・指導事項について~建設廃棄物を中心に~』をテーマに講義を聴いた後、『三団体での再生碎石に関する懇談会』を実施した。施設見学会には計33名、勉強会には計37名が参加した。(取材 塩沢美樹)



リファインバースにて参加者一同

#### ■画期的なタイルカーペットリサイクル

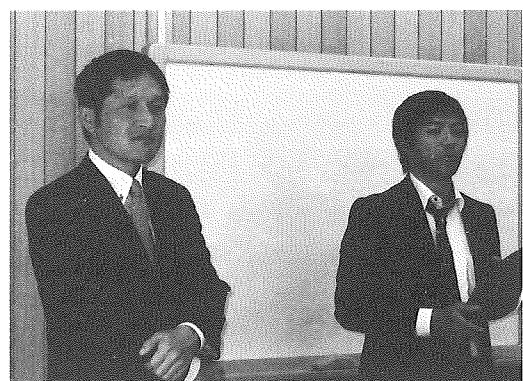
朝の冷え込みに秋の深まりを感じながら、おなじみの集合場所へ到着すると、団体用の貸切バスがぎっしり。赤や黄色の帽子をかぶった小学生たちが次々と修学旅行に出発していく中、予定より早い8時45分に丸の内鍛冶橋駐車場を出発した一行は、交通渋滞もなく1時間で目的

地の八千代工業団地に到着した。時間調整の後、10時15分に今回の訪問先であるリファインバース(株)千葉工場に入り、越智社長の出迎えを受けると早速、2班に分かれて施設見学を開始した。会議室では越智社長、営業部の山岸氏から同社の概要について聴き、現場見学では加藤工場長と取締役・事業開発部長の加志村氏

により、施設の隅々まで案内を受けた。

同社は、産廃収運・中間処理及び内装解体業の(株)御美商(現在は(株)ジーエムエス、同社はリファインバースの100%子会社)の新規事業プロジェクトチームが独立して2003年12月に設立された。2006年には同社の100%出資にて再生樹脂製造・販売会社のインバースプロダクツ(株)を設立し、この3社でリファインバースグループを構成し、内装工事・解体から収集運搬、中間処理、再資源化処理までを一貫して手掛けることで、タイルカーペットの効率的なマテリアルリサイクルを実現している。

使用済みタイルカーペットは、複雑な構造ゆえにこれまでリサイクルがほとんど進んでいなかった。タイルカーペットとは、通常50cm角の正方形に加工したタイル状のカーペットのことで、一般的にはポリエステルやナイロン繊維でできたパイル層と、ポリ塩化ビニル(塩ビ)のバッキング層(裏地)の2層構造になっており、これら複数の素材を効率的に分離することが困難となっていた。また、塩素を含む塩ビ製品は、焼却によつ



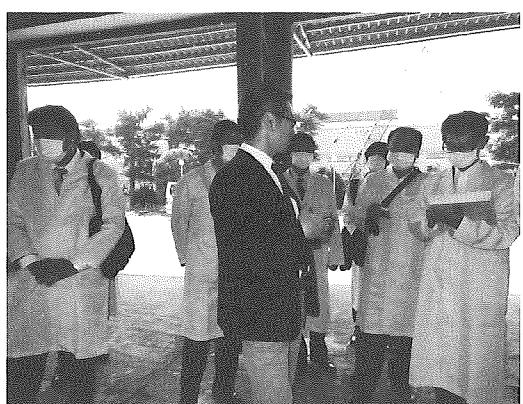
左から越智社長、山岸氏

てダイオキシン類等の有害物質が発生しやすいことから、これまでほぼ全量が埋立処分されていた。

同社は、これらの課題を解決するため、使用済みタイルカーペットを構成素材ごとに分離する独自の技術により、再びタイルカーペットの材料として再生利用する「タイルカーペット to タイルカーペット」のビジネスモデルを確立した。

処理工程は、商業施設やオフィスビル等から、中間処理場経由又は直接搬入される使用済みタイルカーペットを、状態や種類ごとに手選別し、切削加工機に投入する。投入されたものは回転刃により塩ビのバッキング層のみが削り取られて粉体化され、粒度調整及び異物除去されて再生製品となり、シートメーカーに販売されている。

タイルカーペットの60%が塩ビコンパウンド(粉体)に、残りの繊維部分は、インバースプロダクツ社で丸ごと粉碎し、この中からも塩ビを回収(50%)、残りはサーマルリサイクルされるため、再資源化率はグループ全体で95% (内、85%がマテリアルリサイクル、15%がサーマ



加志村氏(中央)との熱心な質疑応答

ルリサイクル)を誇っている。受入・処理量は月間1,500トン、製品の出荷は1,200トンで、国内需要に追いつかないほどだという。

質疑応答では、「受入不可のものはあるか、見分け方は?」(答:全面的な汚れ、滴るほどの濡れ、裏地がゴム素材のものは受入不可。流通しているタイルカーペットの9割以上は塩ビ裏地。見分け方は、裏地が黒又は灰色のものはほとんど塩ビで、灰緑色等はゴム)、「繊維部分のマテリアルリサイクルはできないのか」(答:ケミカル処理による技術を研究開発中)等、活発に質問が出されていた。約1時間30分にわたる施設見学を終え、同社をあとにした。

#### リファインバース 株式会社

資本金:3億円

設立:2003年12月

〈本社〉東京都中央区日本橋久松町4-10

イマス日本橋福山ビル5F

〈千葉工場〉千葉県八千代市大和田新田

6724

敷地面積:約4,000m<sup>2</sup>

処理能力:48.7t/日 (24時間稼働時)

※年間約18,000t (タイルカーペット)

換算:年間約360万m<sup>2</sup>)

#### ■建設副産物に関し情報交換

ここまで日の日程がスムーズに進み、予定より1時間30分早く都内に帰着できたため、東京建設業協会会議室を借りて意見交換会を開くこととなった。

前半は「電子マニフェストデータの

『建設副産物実態調査』への活用について」を中心に、処理業者の許認可・電子契約情報、排出事業者の行政報告等、現在個々に管理されているデータベースの一元化により、業務の効率化や建設副産物の発生状況と需要のマッチング等への利用が検討されている等の情報提供があった。

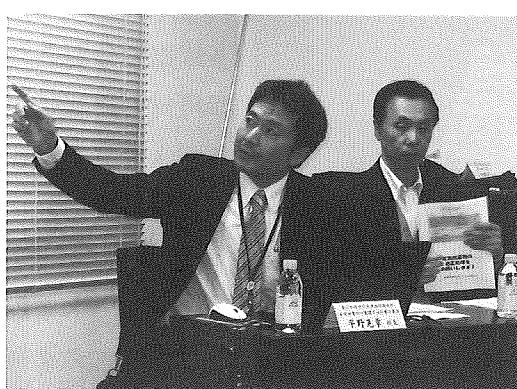
後半はフリーディスカッションを行い「社会保険未加入問題について」「再生碎石の利用促進について」といったテーマで、また、処理業者から「異物や危険物の混入により産廃収運車や中間処理場での事故が後を絶たないので、なくしていただきたい」という要望に対し、建設業者から「情報提供いただければ、全国で開催している建設業関係の講習会等で啓発していく」との回答があるなど、有意義な意見交換の場となった。

#### ■東京都との勉強会

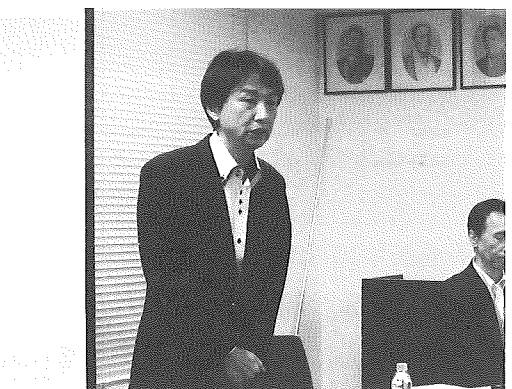
15時40分より、『東京都における産業廃棄物に関する指摘・指導事項について～建設廃棄物を中心～』をテーマに講義を聴いた。講師は東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課より不法投棄対策係長の平野晃章氏と、産業廃棄物対策課課長補佐(指導係長)の杉浦慎一氏で、主な内容は、(1)最近の事件について、(2)廃棄物処理法とは、(3)平成22年廃棄物処理法改正の概要、(4)解体工事の現場指導、(5)産業廃棄物の処理基準等の5項目。不適正処理は、罰則の強化や製造業の海外移転などを背景に平成

10年をピークに劇的に減少しているものの、最近の事例から、丸投げ・ピンハネが不法投棄につながる例がいまだ多いこと、残置物や電子機器廃棄物、PCB廃棄物が解体工事現場から不適正に排出されるなど新たな問題が発生していることなどが指摘された。都は不法投棄対策として「産廃Gメン」や「産廃スクラム30」を主要な活動として、近隣県市との連携による産業廃棄物の広域監視体制を強化し、排出段階から不法投棄発生後まで対応している。特に10月から12月末までを「不法投棄防止強化月間」とし、産廃収集運搬車両の路上調査、スカイパトロール、河川・海上パトロール等を実施していること、また、解体現場立入指導を重点項目のひとつに掲げ、年間約1,000件の立入を実施している等の説明があった。

さらに、廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について、環境省策定の『感染性廃棄物処理マニュアル』(平成24年5月)により、作業者への感染防止に万全を期していただきたいとの連絡があった。



左から平野氏、杉浦氏



小林課長

続いて16時50分から東京都環境局の小林幹明産業廃棄物対策課長との『三団体での再生碎石に関する懇談会』が行われた。はじめに、小林課長から都の取組みについて説明があり、都は再生碎石・骨材をバージン材と同等に位置付け、使えるところには積極的に使用するようにしていること、環境局と都市整備局が連携して、その使用の幅を広げるよう取り組んでいること等が詳細に語られた。このあと、参加者との懇談となり「再生材を安心して使ってもらうためにはJISのような品質基準を定める必要がある」「まずは再生材使用の実績を積み上げていかなければ普及しない」「再生材のアップサイクルの流れを作るには、建設業・解体業・処理業界が三位一体となることが必須だが、是非、都も力添えをいただきたい」等の「建設的な」意見が相次いだ。

最後に東京建設業協会の鷲見事業部長より、再生碎石に関する三団体のワーキンググループの立ち上げが提案され、満場一致の賛同を得て、研修会の全日程を終了した。

## 多摩支部 施設見学会 エム・エム・プラスチック株式会社を視察

平成26年10月3日(金)～4日(土)多摩支部の施設見学会と親睦会が行われた。

施設見学先は、千葉県富津市新富にあるエム・エム・プラスチック株式会社である。当日は、貸切バスで午前9時30分に立川を出発し、途中、丸の内鍛冶橋駐車場集合組を含め、総勢24名での挙行となった。立川出発後、渋滞に巻き込まれ鍛冶橋駐車場到着が1時間余遅れた。車中で昼食をとり、何とか、約束の時間の午後1時に間に合った。

ここで、訪問先企業であるエム・エム・プラスチック株式会社について紹介する。当社は、平成18年4月に設立され、事業内容は「廃棄物の再生処理及び再商品化事業」である。

当社が立地する富津市は国土交通省より、静脈物流拠点港（リサイクルポー

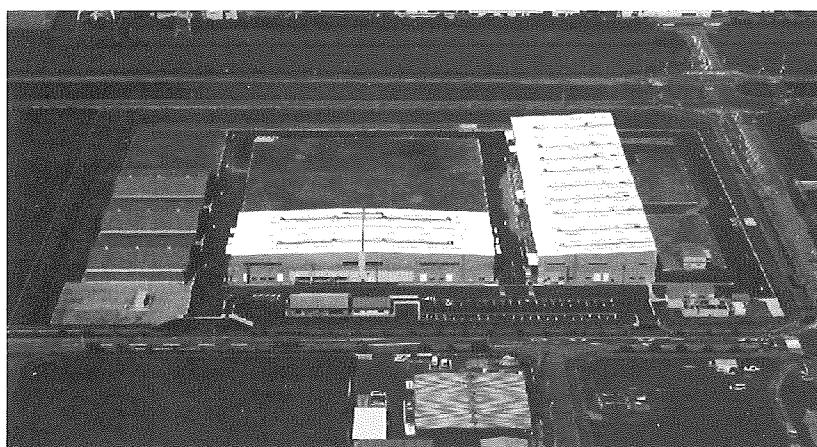


参加者一同

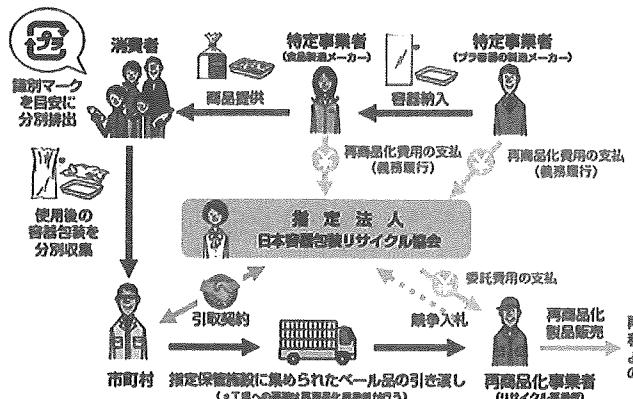
ト）の指定を受けた木更津港の後背地であり、また、千葉県西・中央地域エコタウンプランでエコタウンエリアとして位置づけられるとともに、富津地区工業用地内で環境関連産業用地として指定された広大な地域に立地している（下図）。

さて、当社の事業内容であるが、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律）

に基づいた再商品化事業者として、各家庭で分別され、市町村が回収したプラスチック製容器包装材をペレットや減容品、PSインゴットなどのプラスチック素材にリサイクル（再



エム・エム・プラスチック㈱富津プラスチック工場全景（同社ウェブページより）



エム・エム・プラスチック㈱森村社長講演資料（2011年）より

商品化）し、販売している。当社の富津プラスチック工場は、プラスチック素材にリサイクルする工場として千葉県で最大級、全国でも有数の規模を有している。具体的には、自社で再商品化した減容品を使用して物流用パレットを製造・販売している。全国で初めてのサンドイッチ形成技術により製造されるパレットは、容り材を内部材料とすることで、100%バージン樹脂で製造されたプラスチックパレットと遜色のない品質、長寿命を特徴としている。また、環境負荷の観点からも、従来の廃プラの焼却処理やバージン材料によるパレット製造と比較してCO<sub>2</sub>削減効果に貢献している。

施設見学を終え、参加者一同クレバーになった後、今宵の宿、館山シーサイドホテルに向かった。途次、同じ富津市にある鋸山に登り東京湾遠方に富士山を望

むことができた。夕刻ホテル到着、全館オーシャンビューで、各々夕食宴会まで思い思いに過ごした。

当日、千葉県協会青年部20周年行事に参加の加藤氏、有吉氏も夕食・宴会スタートと同時に到着され、宴会慣れした多摩支部独自の賑わいのもと時が進んでいった。

翌日、立ち寄った昼食どころ「道楽園（浜焼き）」では、時間制限の中、ほたてやさざえなど新鮮な浜焼きに我々のみならず他のお客様たちも真剣なまなざしで「焼き」に取り組んでいた。この真剣な取組が仕事にそのまま向ければ、もう少しGDP伸長に貢献するのではと思いを馳せた。

こうして、一泊二日の多摩支部施設見学会は、多摩支部結成20周年にふさわしい盛り上がりのもと、南房総路を後にした。

（事務局長 横手）

## 【安全衛生研修会】

### 東京労働局から講師を招き

### 労災防止対策と労働安全衛生法改正について研修会を開催

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）は、平成26年10月16日(木)13時30分からエッサム神田ホール（千代田区神田鍛冶町）に於いて、今年度第2回の安全衛生研修会を開催した。講師に東京労働局労働基準部安全課産業安全専門官の成田光志氏を招き、『産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について』をテーマに講義を聴いた。

（取材 塩沢 美樹）

開会にあたり、伊藤委員長が「今日の講習会は、労働安全衛生法改正と業界で実際に起こった事故事例、あるいは皆さまから多数送っていただいたヒヤリ・ハット事例から課題を選びましたので、多くの方に集まつていただきました。実は募集をして2～3日で定員オーバーしてしまつて、残念ながらお断りした方もいらっしゃいました。本日の講義は皆さまにとって、是非とも必要な内容ばかりだと思います。私も皆まとともに話を聴き、会社に持ち帰つて役立ててい



開会挨拶の伊藤委員長

きたいと思っております。」と挨拶した。

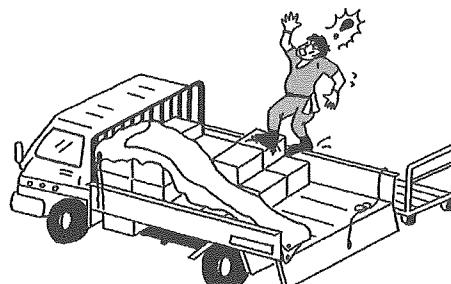
#### I.労働災害防止対策

平成25年の産業廃棄物処理業における労働災害は、「はざまれ・巻き込まれ」と「墜落・転落」による事故が約半数を占め、製造業や運送業と似た傾向があるそうだ。また、死亡災害は5件発生しており、労働災害防止対策への一層の取組みが求められている。

労働災害は、「物」と「人」との接触によって発生する。「物」の不安全状態と「人」の不安全行動をなくすこと、災害を防ぐことが可能となる。

労働災害防止対策の基本は、まず「物」の安全な状態を維持するための「工学的対策（設備にカバーを取り付ける、電源を切らないと機器の清掃ができないようにする等）」に加え、「人」へのアプローチ、すなわち教育・訓練や作業手順を定める等の「管理的対策」が必要だ。

管理的対策を行うにあたり、人は「見たいものだけ見て、聞きたいことだけ聞く」という特性を認識しておこう。私たちは見えているものに対しても錯誤や誤判断をすることがあるし、「ほんやり・うっかり・つい」は誰にでも起こるのだということを踏まえた上で、ルールが「習慣」となるよう繰り返し教育・訓練を行うことが重要だ。産廃業においては、短期間で入れ替わるアルバイトやパートの作業員の教育にも配慮が必要とのことだ。



ヒヤリ・ハット事例  
(厚生労働省『職場のあんぜんサイト』より)

今回の研修会では、当協会機関誌『とうきょうさんぱい』に連載しているヒヤリ・ハット事例や最近の労働災害の実際の事例を取り上げ、原因と具体的な対策について詳しく解説があった。近年では、たとえ原因が「本人の不注意」であっても、民事裁判によって「他の作業員たちがきちんとルールを守っていないことから、会社として作業員教育が不十分であった」と見做されたり、「機器（装置）の危険個所に手が入れられない構造ではなかった」等、会社の注意配慮不足が問われ、多額の賠償金が発生する事例も発生しているので、自社の安全対策の状況について今一度確認していただきたい



講師の成田専門官

いのことだ。

労働災害防止にあたっては、「労働者の安全や健康を守る」という「経営トップの強い意識」が極めて重要だ。経営トップが明確な労働安全衛生方針を表明し、その方針に沿つて「全員参加」で労働災害の撲滅に取り組んで欲しいとのことだった。

※最近の労働災害事例等については、厚生労働省『職場のあんぜんサイト』に掲載されています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx)

#### II.労働安全衛生法の改正について

胆管がんの事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加などを踏まえ、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が平成26年6月25日に公布された。改正項目は7つあり、各項目の概要と施行期日（予定）は以下の通り。誌面の都合上、解説は一部割愛します。

なお、法改正については本誌第289号に掲載のパンフレットの他、厚生労働省ウェブページをご参照ください。



参加者で埋まる会場

## 改正内容の概要

(施行期日の早い順に掲載)

### 施行期日：平成26年12月1日

#### ●電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加

**【解説】**電動ファン付き呼吸用保護具については、これまで法律に明確な位置づけがなかった。防塵マスクは、どんなにフィルターの捕集性能が高くても、呼吸の際にマスクと顔面に多少の隙間が生じ、粉じんが吸入されることがあるが、電動ファン付き呼吸用保護具では、送風により隙間からの粉塵の侵入を抑制し、高い防護性能が得られる。現在は各メーカーの努力により使いやすさも向上している

ので、活用をお勧めすること。

#### ●第88条第1項に基づく届出の廃止

規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止

#### ●外国に立地する検査機関の登録

国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できることとする。

### 施行期日：平成27年6月1日

#### ●受動喫煙防止措置の努力義務

受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

**【解説】**適切な措置とは、全面禁煙又は喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分に低減できる換気扇の設置等があるとされている。分煙対策において、厚

労省のガイドラインが示すだけの排気能力を得るためにには、かなり高性能な換気扇が必要となる。導入の際には「受動喫煙防止対策助成金」制度の活用も検討されたい。費用をかけない分煙対策として、屋外に喫煙所を設ける会社があるが、少しの煙でも苦情を言われるのがあたりまえの世の中になりつつあるので、近隣住民に対しての配慮も求められる。

#### ●重大な労働災害を繰り返す企業への対応

重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるとしている。（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

### 施行期日：平成27年12月1日

#### ●ストレスチェック及び面接指導の実施

- ・常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付け。（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- ・検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

**【解説】**労働者からの申出は大変少ないのが現状だ。会社も労働者も、申出るのは悪いことといった誤解があるようだが、労働安全衛生対策に熱心に取組んでいる企業においては、そうでない企業に比べて申出件数が多い傾向にあるそうだ。遠慮なく申出ができる労働環境づくりが重要とのこと。

**施行期日：平成28年6月までに施行予定**

#### ●化学物質のリスクアセスメントの実施

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

\* \* \*



閉会挨拶に立つ北村専務理事

最後に、北村専務理事が「今日の研修会の内容を会社に持ち帰り、日々の担当職務に反映させていただきたいと切望しております。また、職場の職員の方々にわかりやすくお伝えいただき、労働災害情報の共有化の工夫、安全点検の充実、危険個所の見える化等、職場の安全の向上に向けた取組みを、さらに一層充実させていただくようお願いします。職場の安全の向上は、ひとえに皆さまのご尽力にかかっています。会社の経営陣と現場職員との良きパイプ役として、本日受講された皆さまが今後益々ご活躍されることを祈念致します。」と閉会の挨拶をし、研修会が終了した。



## 震災時処理モデル策定のための事前勉強会を開催

10月16日(木)15時より、協会会議室において、釜石・大槌地域産業育成センターの佐々様、大林様のご両名を講師として招聘し、11月に行われる「岩手県釜石市内視察」に向けての事前勉強会を開催しました。

釜石市では、市議会開催中に震災が発生し、急遽避難所（定員300名程度）を開設したところ、1,000人以上が避難所に詰めかけ、多くの方が焚き火の前で一晩過ごされたそうです。また、災害対策本部が設置されましたが、何をすれば良いのかさえも分からぬという厳しい状況の中、産業廃棄物協会が中心となり、瓦礫処理モデルを策定し、被災した他の13市町村に対して処理方法のデモンストレーションを行い、この処理モデルに沿って、廃棄物協会が後方支援をする形で地域の建設業者が中心となり瓦礫処理が進められたそうです。

復興に向けた動きとしては、「釜援隊」という、市内だけではなく県外出身者で構成された【釜石リージョナルコーディネーター】が、地域や企業と連携し、復興まちづくりの調整役として活躍されている他、中小企業の誘致・支援から立地に至るまでのプロセスの企画や、有明興業株の協力を得ながらの高齢者・障害者でも働く場所づくりなど、様々な動きがあるとのことでした。



(左) 大林氏 (右) 佐々氏

農林水産業の復旧・復興も進んでおり、製品出荷額も少しずつであるが伸びているという、嬉しいお話しを伺うことができました。

今回の講演を通じ、特に佐々様の、「釜石で昔から言われている言葉『いのちでんでんこ』（自分のことは自分で守る。災害は全て自分の責任）」という言葉に、深く考えさせられました。現在、発生が予測されている首都直下型地震が実際に発生した場合に、個々人がどのように行動し、責任を持って対処していくか。今回の東日本大震災や、釜石市での経験を踏まえ、今一度考え方の変更を強く感じさせられました。

お忙しい中、講演を行って頂きました佐々様、大林様のご両名に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

(東京臨海リサイクルパワー(株)  
片山樹里 記)

26環資産第528号  
平成26年10月30日

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会  
会長 高橋俊美 様

東京都環境局資源循環推進部長  
齊藤和弥  
(公印省略)

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について  
  
日ごろ、東京都の廃棄物対策及び資源循環施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記について、別添（写し）のとおり、環境省から送信がありましたので、転送して周知いたします。  
つきましては、御確認のうえ、貴協会会員への周知等について、よろしくお願ひ申し上げます。

環廃対発第 1410297 号  
環廃産発第 1410292 号  
平成 26 年 10 月 29 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

#### 廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、現在、西アフリカで感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言し、その後も感染が更に拡大している現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、海外で邦人の感染が確認された場合及び国内で感染が確認された場合に備えるとともに、それらの感染が確認された場合に適切に対応するなど、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

エボラウイルスを中心とする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 24 年 5 月) (以下、「マニュアル」という。)

(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、エボラ出血熱の感染が国内で確認された場合は、関連する医療機関等から排出される廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下産業廃棄物処理業者、医療関係機関、貴管下市町村等に対し、排出時、運搬時、処分時において作業者への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

- ・国立感染症研究所ホームページより  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/342-ebola-intro.html>

#### ○ 感染経路

エボラウイルス病は感染したヒトまたは動物の血液などの体液と直接接触した場合に感染の危険が生じる。ヒトへの感染の発端が、アフリカでは熱帯雨林の中で発見された、感染して発症または死亡した野生動物（チンパンジー、ゴリラ、オオコウモリ、サル、レイヨウ、ヤマアラシなど）をヒトが触れたことによると示唆される事例が報告されている。その後、感染したヒトの血液、分泌物、臓器、その他の体液に、創傷のある皮膚や粘膜を介して直接的接触することにより、またはそのような体液で汚染された環境への間接的接触でヒトへ感染が起こる。

#### ○ 症状・潜伏期間

エボラウイルス病の最も一般的な症状は、突然の発熱、強い脱力感、筋肉痛、頭痛、喉の痛みなどに始まり、その後、嘔吐、下痢、発疹、肝機能および腎機能の異常、さらに症状が増悪すると出血傾向となる。潜伏期間は 2 日から最長 3 週間といわれており、汚染注射器を通した感染では短く、接触感染では長くなる。

- ・「エボラ出血熱について」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou19/ebola.html>

## 委員会報告



### 中間処理委員会（碩委員長）

平成26年10月2日(木)15時から、8名の委員により開催した。

平成26年8月26日に行われた東京都環境局と協会との適正処理懇談会の報告があつた。

その後、現在、当協会で作成している異物混入防止リーフレットの改善充実について討議した。討議では、他団体が作成している異物混入防止リーフレットの紹介も踏まえ、排出事業者団体毎に異物混入防止のリーフレットを作るとより効果的になるのではないか、業の許可以外の異物（危険物、破碎機等が壊れる恐れのあるもの等）混入の防止視点からリーフレットを作るとよいといった意見が出された。事務局は近々開催予定の関東地域協議会事務責任者会議の場で、関東地域協議会共有のリーフレットの作成検討について提案する旨発言があった。結果、各分科会で防止チラシの作成について話しあってもらうこととした。

その他、9月の破碎・圧縮分科会の報告、都23区災害ごみ等処理対策検討会の会議資料内容を聴いた。

### 収集運搬委員会（泉委員長）

平成26年10月7日(火)15時30分から、7名の委員により開催した。

冒頭、会員企業は多くの収集運搬車両等を保有しており、運送コスト削減・車両盗難防止が課題であることから、委員長が専門取扱業者から、高速道路通行料の費用削減、防犯対策について、情報収集を行った。その後、高速道路通行料についてはETCコーポレートカードとETCセディナ法人カードの概要、それぞれメリット、デメリットについて熱心な意見交換がなされた。会員企業車両駐車場での車両盗難防止のため防犯カメラの活用についても、そのコストや効果等についての情報交換、討議した。

続いて、中間処理委員会の異物混入対策についての討議状況、法制度検討委員会へ提出議題の「再委託の緩和」について報告を聴いた。

事務局からは、都23区災害ごみ等処理対策検討会会議にオブザーバー出席した協会横手事務局長より内容の紹介があった。

次回は、平成26年12月4日(木)15時30分から開催する。

### 医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成26年10月9日(水)14時から、6名の委員により開催した。

11月4日(火)に開催が決定した、医療廃棄物勉強会の詳細を打ち合わせた。講演テーマは「医療廃棄物処理に係る行政情報及び最近の行政指導の事例等について」とし、講演後に「有価物の取り扱いについて、及びその際のマニフェスト記載方法について」という内容で情報交換をする事となった。

また、法制度検討委員会の集中会議に提出する検討テーマも出し合い、排出者責任・分別・駐禁許可に関する事等、10件ほど候補があがった。

### 青年部（相川部長）

平成26年10月15日(水)15時から、10名の幹事により幹事会を開催した。

まず、総務委員会・コミュニケーション委員会・研修委員会の各委員会より委員会報告があった。研修委員会からは、11月に予定している企画についての開催内容と来年度の研修会の講師選定を含めた内容について具体的に説明があった。なお、コミュニケーション委員については全国大会当日の役割決めをするよう相川部長より指示があり、全国大会前に調整の上、委員会を開催して決定すると矢部副部長より報告があった。

続いて、相川部長より来月の全国大会について行程等を含めた最終確認があった。最後に相川部長よりCSRツアーアウトについての報告があり、来年度の行事とするかについて協議した。参加形式等の詳細については、今後、検討することとし、会議は終了した。

今回の幹事会は全国大会前日に予定している施設見学会での見学先へ向かうバス車内で開催する。

### 安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成26年10月16日(木)17時から、6名の委員により開催した。

議題は①安全体感教育について、②ヒヤリハット事例の分析・まとめ方について、③2月開催予定の安全衛生研修会についてであった。

まずは、安全体感教育について委員長より、委員会として参加可能か次回理事会で予算について確認することとなった。次に、ヒヤリハット事例についてはどのような形式（事故別、作業ごと等）で分析するかなどについて検討した。最後に、2月の研修会について前回委員会で横手事務局長より提案された「集団支援」について、次回委員会までに事務局で研修会のテーマとして使えるかを確認し、来年1月の委員会で詳細を話し合う事となった。



## 「倭国の乱」の收拾と王都の出現

**「倭国の乱」** 卑弥呼の時代に入る前にあったという「倭国の乱」。いつ頃のことか？本当にあったのか？その実態は？「後漢書」東夷伝では、倭国王・帥升（すいしょう）らが後漢王朝に朝貢し、生口（せいこう：奴隸）160人を献じたのが西暦107年。「魏志」倭人伝では、倭国はもともと男子が王であり70~80年続いたとあるので、仮に帥升から70~80年男王が続いたとすれば、その後の数年間の戦乱は西暦180~190年頃であったということになる。そして「後漢書」東夷伝では、桓靈（かん・れい）の間=桓帝・靈帝の治世の間（146~189年）とする記述もある。

そこで、かなり年代が絞り込まれるように考えがちだが、「桓靈の間」というのは、「後漢末の混乱した社会状況を表現する時の代名詞のようなものだ」から、確実に言えるのは「倭国の乱」は後漢末の混乱期に起ったということだけで、考古学上の状況や土器や鏡の研究成果を踏まえて判断すべきだ（寺沢薰）という主張がある。それによれば、倭国の乱の收拾と卑弥呼の擁立の時期は、もう少し下がって3世紀の初め（200~210年頃）になるという。

20年程度の違いでは大した問題ではないと思うのだが、この時期になると、奈良盆地東南部の纏向（まきむく）の地に突如として大規模遺跡が出現するのだ。わずか20年ではあるが、ずれることを認めれば、倭国の乱の收拾=卑弥呼の擁立=纏向遺跡の出現、ということになる。古代史最大の謎が一挙に解決しそうな話だ。

**高地性集落** 一方、考古学的には、戦乱の時代を反映したものではないかといわれる「高地性集落」が、弥生中期後半と弥生後期とに現れたとされる。水田稻作に不自由な山頂や高い丘の上に営ま

れた集落のことだ。特に大阪湾や瀬戸内海を望む見晴らしの良い高地に集中し、標高は200~300mに及ぶものも多く、石製武器が多量に出土することが多いという。兵庫県芦屋市会下山（えげのやま）遺跡などでは、竪穴住居や烽火（のろし）跡があり、集団間や地域間での軍事的緊張が高まり、危機情報を遠くまで伝える山城として高地性集落が出現したと考えられている。

瀬戸内海沿岸を中心とした交通の要衝に弥生中期後半（紀元前50年~紀元50年頃）一斉に出現して短期間で消えてしまったのを、第一次高地性集落と呼んでいる。これらは、繁栄していた北部九州に対する緊張感が高まったためにつくられたといわれ、北部九州のナ国（ナカニシ）の首長=国王が後漢の光武帝から金印を授かるころまでの話だ。

これに対して、第二次高地性集落といわれるものは、海岸部だけでなく、河川を遡った平野の奥や盆地の丘陵部にも顕著に現れている。第一次高地性集落があまりなかった奈良盆地、山城盆地、南河内平野に多数出現し、伊勢湾沿岸や北陸、東海地方にまで広く認められるようになった。こちらの方は、全国的なネットワークが出来上がっていき中で、北部九州のイト国王=倭国王帥升が後漢王朝に朝貢する（西暦107）ころの話だ。第一次高地性集落との違いは、分布が東西に広がっていることだ。北部九州と接する中部九州にも出現する一方、近畿以東の伊勢湾沿岸、北陸、東海に及んでおり、単純に北部九州と近畿の対立を反映したものだというわけにはいかないのだ。

**戦乱はなかった** さらに注目すべきは、このころには中部以西の日本に現れたマツリ圏や文化圏と言われた地域がことごとく含まれ、出来上がっていった全国的なネットワークを背景に、一定の緊張関係

を持ちながら地域同士が交流したり対立したりしていた。この段階で倭國の大乱が文字通り戦闘を伴う大規模な争乱を意味していたとは考えにくいのだ。しかも大規模な戦乱に見舞われたという考古学的な痕跡はほとんどないといわれており、また、イト倭国王帥升の頃以降は、北部九州の栄光は低下し、高地性集落も減少していった。

こうしたことから、「倭国の乱」の実態は、それまでの「イト倭國の一極的な均衡が崩れ、イト國を盟主とすることに同調しないクニ・國がイト倭國內部にも出始め、さらに、イト倭國に代わって新しい倭國の枠組みを作り出そう」という瀬戸内以東の国々が牽制しあっている状況をしめしている（寺沢薰）という説得力ある見解が示される。

大きな戦乱を伴わなくても、当時の超大国後漢との倭を代表する外交の窓口が何年も定まらないという国家としての体をなさない状況が続いていたのでは、後漢から見れば「乱」の事態ということになろう。

**「乱」の收拾と纏向の出現** さて、「乱」が收拾し、卑弥呼が擁立されたのと、当時他を圧する王都「纏向」が建設されるのが同時期ということになれば、卑弥呼が王都「纏向」の主となつたと考えるのが常識的なところだろう。しかし、長い間、北部九州か近畿ヤマトかという国を二分する邪馬台国論争が、簡単に収まるわけはない。また、最近、ヤマトに王権が誕生したのだが、どさくさに紛れて北部九州の一派が、偽の倭國の代表者を立てて後漢を引き継いだ魏との外交を始めたのだという説がにわかに人気を得ているようでもある。

**纏向は王都か** 纏向が王都といえるか、どのような性格のマチだったのか確認しよう。第一の特色は、奈良盆地には全国最大規模ともいわれる唐古・鍵遺跡など弥生時代前期から発展してきた環濠集落がいくつもあったのに、当時何もなかった空白区域に、突然に劇的に出現したことだ。しかも、纏向の出現後、唐古・鍵などの拠点的な環濠集落は衰退・

消滅する。次に、3世紀前半には纏向のマチの大きさは1キロ四方という当時空前の規模に達していること、マチの建設には大規模な運河の造成が伴うなど、計画的に短期間に大規模に造成が行われたというのが第二の特色だ。そして、発掘が続く纏向では最近王宮の一部ではと言われる大型建物の遺構が注目されている。

第三の特色は、纏向から大量に出土した土器には、ヤマト以外の地域の土器が15%もあるということだ。その内訳は、山陰・北陸17%、河内10%、吉備7%、西部瀬戸内3%、播磨3%、近江5%、東海49%、関東5%といわれる。他地域の土器が大量にあるということは、各地域から大勢の人々が纏向に集まり駐留していたことを示す。これらの地域は例えば、山陰・北陸が四隅突出形墳丘墓という出雲文化圏であるというように、当時の有力な文化圏や地域のまとまりに対応している。これらの地域を代表する王や有力大首長たちが談合し、ゆるやかな統合が合意され、新しい国のまとまりの中核=王都として纏向が一気に建設されたと考えができる。

第四の特色は、卑弥呼の墓ではと話題になっている「箸墓（はしさか）」古墳より前の段階の、纏向型前方後円墳などが纏向の地にいくつか残されていることだ。王や大首長の墳墓をどのように作るかということは当時の最大関心事であり、墳墓の型式を共通にすることで国のまとまりが表現され始めたのだ。それは精神文化も含めた新生倭國の誕生を示すという。

ここまでくると、考古学的には纏向=ヤマトこそ邪馬台国で決まりだということになりそうだが、そうは問屋が卸さない未解決の課題がたくさんある。

\*『王権誕生』寺沢薰（2010年講談社学術文庫：日本の歴史02）

\*『邪馬台国をとらえなおす』大塚初重（2012年講談社現代新書）

（古川 芳久）

## 身边な「ヒヤリ・ハット」事例 Part84

何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1 一般道路で	走行中	猫が飛び出して來たので、急ブレーキを掛けたらバイクと接触しそうになった。	猫に限らず、何が急に飛び出してくれるのか分からないので、周囲の状況に常に気を配り、十分注意して走行する。
2 一般道路で	走行中	二車線道路の左側を走行中に、前を走るタクシーが客が手を上げているのに気づき、急停車して中途半端な止め方をしたので追突しそうになった。	周囲の車両の情報を把握し、車間距離を確保し、安全運転を心掛ける。
3 一般道路で	走行中	右折する際、大型コンテナ車がクラクションを鳴らし、直線車線から強引に入ってきたため、接触しそうになった。	信号が青だから行けるという意識ではなく、まずは周囲の状況をよく把握し、走行するように心掛ける。
4 一般道路で	走行中	左折時に左右確認をしようとした際、自転車が早いスピードで走ってきて接触しそうになった。	二段階停止をし、周囲の安全を確かめてから走行する。
5 一般道路で	雨天走行中	タイヤのスリップサインが出ていたのに気づかず、雨に濡れた土の路面で発進時にスリップし、ヒヤリとした。	出庫前点検を確実に行う。
6 高速道路で	走行中	高速道路での合流地点で、前方の車が無理な譲り方をしたため急ブレーキをかけたにもかかわらず追突しそうになった。	車間距離を十分に取り、スピードを控えた走行をする。
7 駐車場で	積込み時	風が強い日の積込み時、ダンボールやビニールが風に飛ばされてしまい、作業員が怪我をしそうになった。	風の強い日はなるべく軽い物は先に積込み、飛散させないように十分注意する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

## ～協会の主な今後の日程～

(平成26年11月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
	4	火	医療廃棄物委員会 「医療廃棄物勉強会」(感染性廃棄物許可取得会員対象) 15:00 ~	協会会議室
	5	水	関東地域協議会 ; 事務責任者会議 15:00 ~	当協会会議室
	6	木	「関東地域次期建設リサイクル推進計画の策定に向けた意見交換会」 13:30 ~	協会会議室
11	7	金	関東地域協議会・女性部会 主催 「e-Lady21のつどい」 11:00 ~	*全国大会開催前・同ホテルにて
			「第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会」 13:30 ~ / 交流会 18:00 ~	ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウイング
	8	土	女性部 施設見学会等	岩手県釜石市
	12	水	広報委員会 10:00 ~	協会会議室
			常任理事会 13:30 ~ / 第14回理事会 14:30 ~	協会会議室
	13	木	中間処理委員会 破碎・圧縮分科会 15:00 ~	協会会議室
	14	金	青年部 研修会 16:00 ~	協会会議室
	18	火	主催・全産廃連 「産業廃棄物処理実務者研修会」 (当協会:協力機関)	東京会場・ベルサール西新宿
	20	木	女性部 幹事会 15:00 ~	協会会議室
	21	金	全産廃連; 青年部協議会第9回全国大会	ウェスティンナゴヤキャッスル
	25	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00 ~ / 常任理事会 13:30 ~	協会会議室
	26	水	法制度検討委員会 集中会議 ~ 27日(木)	アジア会館(港区)
	28	金	第53回関東地域協議会 会長会議12:00~/協議会14:00~/懇親会17:00~	千葉県
12	4	木	収集運搬委員会 15:30 ~	協会会議室
	5	金	全産廃連; 青年部協議会 第96回幹事会	山形県
	10	水	広報委員会 10:00 ~	協会会議室
			常任理事会 13:30 ~ / 第15回理事会 14:30 ~ / 役員年末懇親会	協会会議室
	11	木	主催・振興センター 「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」 (当協会:協力機関)	ベルサール西新宿
			関東地域協議会; 事務担当者会議 15:00 ~ 18:30	神奈川県
	12	金	青年部 関プロ幹事会 15:00 ~	協会会議室
	17	水	(青年部・予定日)	協会会議室
	18	木	(女性部・予定日)	協会会議室
	26	金	<仕事納め>	

## 会員情報

### 〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号

#### (株)ジャパン・リサイクル・システム

(No.3133) 【旧住所】〒206-0002 東京都多摩市一ノ宮4-1-1



【新住所】〒206-0021 東京都多摩市連光寺1-22-1

\*電話・FAX番号は従来どおり

#### (株)藤原土建

(No.6053) 【旧住所】〒201-0012 東京都狛江市中和泉2-16-9



【新住所】〒201-0013 東京都狛江市元和泉3-6-13

\*電話・FAX番号は従来どおり

#### (株)テルム

(No.4158) 【新社名】東芝環境ソリューション(株)

#### コスモ理研(株)

(No.2051) 【旧住所】〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-34-7

横山ビル2F



【新住所】〒111-0052 東京都台東区柳橋1-14-6

丸藤ビル2F

\*電話・FAX番号は従来どおり

#### 三英才フィスサービス(株)

(No.3187) 【旧住所】〒101-0047 東京都千代田区内神田1-15-17

高田ビル6F



【新住所】〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-1-6

神田錦町ビル5F

\*電話・FAX番号は従来どおり

#### (株)協和エクシオ

(No.145) 【旧FAX番号】03-5778-1221



【新FAX番号】03-5778-1202

### (有)イガラシ

(No.1132)

【旧代表者名】代表取締役 佐藤 努



【新代表者名】代表取締役 松澤 昇

### (株)カワサキ商会

(No.2181)

【旧代表者名】代表取締役 渋谷 光博



【新代表者名】代表取締役 川崎 秀樹

### (株)野口茂樹商店

(No.5097)

【旧代表者名】代表取締役 野口 祥一



【新代表者名】代表取締役 野口 英樹

### (株)ジー・エム・エス

(No.2096)

【旧代表者名】代表取締役社長 越智 晶



【新代表者名】代表取締役社長 瀧澤 陵

### 表紙の言葉

●今月の写真：ウミウシシリーズNo.1 (イシガキリュウグウミウシ)

[学名：Opisthobranchia Spengel 英名：sea slug 大きさ：4cm]

●撮影者：阿部 秀行 氏 ●撮影地：座間味（沖縄県）・水深10m

●撮影者コメント：ウミウシ（海牛）とは後鰓類（鰓の後に心臓がある）中で、貝殻が縮小、体内に埋没、消失などした種の総称をいいます。後鰓類は、軟体動物門腹足綱（巻貝の仲間）に属しています。有毒な付着生物を食べることで、体内に毒を蓄積している種も多く、多くは食用には適していません。派手な色合いをしているものは、そのような点で警戒色ではないかと考えられています。ダイバーにとっては、ぱっと見がナメクジのようですが色が美しいものが多く、あまり動かないで撮影するには最高の獲物です。

ダイバーには大物（バラクーダ・キンバメアジ等）が好きな人と小物（ウミウシやエビ等）が好きな人がいるので、使用する水中カメラも少し違います。小生は小物派なのでマクロレンズを付けて水中を優雅に泳ぎ撮影しています（偶には大物も撮影しますが）。

写真の真ん中が鰓で、触角を2本突き出しています。



梅澤 隆  
顧問 公認会計士

税務相談

相続税の気になるところ

## 1. 相続人

質問・・・私には子供がいません。したがって、相続人は配偶者のみと考えてよいのでしょうか。

回答・・・法定相続人と遺留分について説明します。

### (1) 法定相続人の範囲

相続人	法定相続分	遺留分
①配偶者と子	配偶者 1/2	1/4
子	1/2	1/4
②配偶者と父母（代襲相続人祖父母）	配偶者 2/3	1/3
父母（代襲相続人祖父母）	1/3	1/6
③配偶者と兄弟姉妹（代襲相続人甥姪）	配偶者 3/4	1/2
兄弟姉妹（代襲相続人甥姪）	1/4	なし
④配偶者のみ	全部	1/2
⑤子のみ	全部	1/2
⑥父母（代襲相続人祖父母）のみ	全部	1/3
⑦兄弟姉妹（代襲相続人甥姪）のみ	全部	なし

代襲相続人：父母が相続開始前に亡くなっているが、祖父母が健在の時は祖父母が相続人。兄弟姉妹が相続開始前に亡くなっているが、兄弟姉妹に子がいる場合は甥姪が相続人。

### (2) 遺留分とは

遺留分とは法定相続人の相続分の最低保証枠です。財産は個人の自由な私的所有物で、遺言や死因贈与で財産の帰属を自由に決められます。自分の財産を特定のものにすべて相続させることも可能となります。例えば特定の1人にすべてを相続させると

遺言書に書くこともできます。

しかし、全くの自由にすると弊害もあるので、

イ 相続人の生活保障

ロ 相続人の被相続人名義の財産に対する潜在的所有権を考慮して、相続人に対し遺産の一部を留保する制度があります、それが遺留分です。

例えば、相続人が配偶者しかいない場合に、遺言書で愛人に対する財産を相続させるといった場合、配偶者は遺留分があり、それは1/2ですから半分を超えて相続させることはできません。

したがって、配偶者は権利を侵されている分について、「遺留分の減殺請求」を家庭裁判所におこすことができます。

### <具体例>

あなたにもし、ご両親もしくは代襲相続人のいずれかがご存命であるならば、ご両親もしくは代襲相続人も相続人となります。又、あなたに兄弟姉妹もしくは代襲相続人がいる場合も同様に、兄弟姉妹もしくは代襲相続人に相続人としての地位があります。実務的にはこのケースが多いと思われます。

遺留分についていえば兄弟姉妹には遺留分はありません。遺言により財産を配偶者にすべて相続させるとても、兄弟姉妹からは「遺留分の減殺請求」を行うことはできません。

したがって、財産の処分に希望があるなら、遺言書を書くことを勧めます。争い事が発生するのを防止するためにも事前に対策を取ることが大切です。

## 2. 代償分割と更正の請求

質問・・・父の財産は自宅の土地と建物が主な財産です。その他預金が若干あります。相続人は私と兄の2人だけです。財産の分割は兄が自宅の土地建物の全部を取得することになり、そのかわり兄は私に自分の財産から金銭を2,000万円支払うことになりました。

その分割により相続税を兄と私が支払うことになり、納付しました。

しかし、兄はこの2,000万円を支払うことはできないと言つてきました。相続税を私は支払っているのに相続財産は何も入ってきておりません。

遺産分割の見直しをして私の納めた相続税を返してもらうことはできますか。

回答・・・相続財産を現物で分割することが困難な場合があります。この時共同相続人の1人が財産を取得して、その者が他の相続人に対して債務を負担する「代償分割」が行われることがあります。この負担する債務を代償債務といいます。

この場合の相続税での取り扱いは、代償債務に基づき取得する代償財産も相続税の課税対象となります。反面、代償財産の価額は交付者の課税価額から控除されます。

この代償債務を履行できない場合があります。その時納めた相続税を返してもらえるかが質問になります。

裁判事例があります。

大阪地裁は遺産分割協議者に係る代償債務の不履行を理由に、当初の協議書を解除し原告らが代償財産を取得しない旨の協議を成立させたことが更正の請求事由に該当するか争われた事案がありました。

裁判の事例は、被相続人の子である原告はBが被相続人の全財産を相続し、その代償としてBが取得したゴルフセンターの売却時、又は相続税の納付時いずれか早い時期に原告らに各々5,000万円を支払う旨（代償債務）の遺産分割協議（平成6年）を成立させた。

これに従い原告らとBは相続税を各々1,815万4,500円納付しました。ゴルフセンターは平成16年に予想の約半値でしか売れず、Bは代償債務を履行しなかった。

原告らは代償債務を履行されず、さらにBの相続税の連帯納付義務の履行を求められたため、Bとの平成6年の遺産分割協議を解除し、代償財産を取得しない協議を（平成22年協議）を成立させた。原告らは代償財産を取得しないこととなつとして更正の請求をした事案であります。

結果は納税者の主張は棄却されました。（平成26年2月20判決）

なお、高等裁判所に控訴中です。

身内のことを決めるのだからと考え、安易に書き換えすればいいと考え、遺産分割協議書を作成するのは危険です。遺産分割協議書は簡単には直すことはできないと考えて下さい。

### 3. 保険金と相続税

質問・・・先日、Aは病気で亡くなってしまいました。Aには妻のBと子供Cがいます。Aの財産は預金が300万円しかなく、借金は2,000万円あります。ただ、生命保険に入っていたので保険金2,000万円が支払われる予定です。

相続人B、Cは単純承認をしてAの借金2,000万円を引継がない限り生命保険金は受け取れないのでしょうか。

回答・・・民法の相続においては、生命保険金は相続の対象に入らないものと解されています。税務においては相続税法上、みなし相続財産として相続税の課税対象になります。民法と相続税では取り扱いが異なります。

生命保険金は、被保険者が死亡したとき、指定された受取人に直接、保険金が支払

られる契約になっております。死亡時に被相続人が有していた財産には該当しません。

したがって、通常は単純承認しなくても保険金を受け取ることができるものと解されています。単純承認をすれば、預金も借金も引継ぐことになります。その場合、債権者は生命保険金で借金の精算にするように対応すると思われます。

### 4. 相続放棄

質問・・・事業をしていた父が亡くなりました。遺言で兄がすべて取得することになりました。数年後、兄が引き継いだ会社は倒産し、兄も自己破産しました。父の債権者は妹である私に弁済を請求してきました。

回答・・・相続債務も指定相続分の割合で承継されます。ただ、債権者に対抗できないようです。債権者が妹である、あなたに請求をする根拠はあることになります。

#### (1) 限定承認

故人が生前に多額の借金をしており、財産を処分しても、まだ足りない場合があります。

相続によって得られる財産の限度で債務を引継ぐ限定承認もありますが、相続人全員の了承を得なければなりません。

#### (2) 相続放棄

相続放棄しようとする者は、他の相続人の意思に関係なく相続放棄の申述を家庭裁判所に申し立てることができます。

##### ① 申立ての期限

相続人が相続の開始があったことを知ってから3ヵ月以内

##### ② 申し立て先

被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所

##### ③ 取り消し不能

一度相続の放棄が受理されると、不当に申立て強要された等の理由がない限り、取り消しはできません。

本当に遺産を相続しないのであるならば相続放棄することを勧めます。

## 事務局だより

今年も11月  
(霜月)、霜  
の降る季節の到来である。

過日、東京都環境局事業概要(平成26年版)が手元に届いた。産業廃棄物に関するいくつかのデータを紹介する。都内で排出された産業廃棄物の排出量(平成24年度実績)は、2,357万トンで、平成23年度と比較すると約1%減少している。最終処分量は、平成23年度に比べ約15%減少している。もう少し詳しくみると、中間処理量が2,331万トン、減量化量が1,549万トン、再生利用量が719万トン、最終処分量が87万トンとなっている。

内訳としては、上下水汚泥が排出量全体の59%を、建設汚泥やがれき類等の建設廃棄物が35%を占めるなど、これらの廃棄物で93%を占めている。また、上下水汚泥は排出量のほとんどが脱水等の中間処理により都内で減量化されているが、建設廃棄物は減量化や再生利用の拡大により最終処分量は減少しているものの、なお最終処分量(87万トン)の50%を占めているとしている。この9月に公表された国土交通省「建設リサイクル推進計画2014」では、建設廃棄物全体の再資源化率・縮減率は平成24年度実績96.0%となっているが、このうち建設混合廃棄物は58.2%に留まっている。計画では、平成30年度には2ポイント上げて60%以上にする

としている。最終処分量の縮減は喫緊の課題であるが、計画数字からもわかるようにさらに再資源化率をあげることには厳しい現実があることがわかる。

さて、昨今、建設業界をはじめとして運転手不足が叫ばれている。わが業界も決して例外ではない。当協会建設廃棄物委員会建設混合廃棄物分科会が実施したアンケート調査では、ドライバーの確保について聞いたところ、「不足している」と答えた企業は50%を占めており、給与の見直しやハローワーク、新聞折込、求人誌等ありとあらゆる手段を使ってドライバー確保に努めていることが明らかとなった。

過日の朝日新聞に関係記事が載っていたので紹介する。福山通運(広島県福山市)が今後5年間で女性運転手の割合を1割に増やすというもの。現在女性運転手は0.6%の80人を17倍超まで急増させる計画だ。背景には、最近の採用難の中、トラック運転手の高齢化と人手不足が加速していることがある。男社会からの脱却の構想が窺われる。子育て中の主婦も働きやすいよう、2016年には託児所つきの支店を初めて東京都内につくる。短時間勤務の制度も検討中とか。当協会会員企業にも子供と一緒に通勤する社員の風景を思い浮かべたが、思い浮かばなかった。しかし、近い将来、たぶん当り前の風景となっているだろう。

(横手)

## 編集後記

毎年のことながら、急激に気温が低下してきました。そろそろインフルエンザの時期の到来となります。今年は Dengue熱の発生がありました。病原菌の密入国が起こっています。未知の脅威に脅えていても仕方ありませんが、適切な対処についての事前周知は必要不可欠です。

紙マニフェストの頒布状況がおもわしくありません。廃棄物の発生量の減少も話題に上ることが多いと書いたこともあります、電子マニフェストへの移行の増加も原因のひとつのようにです。何れにしても協会活動資金の減少化は間違いないところです。総務委員会においてはその対策を検討しています。また、昨年度まで3年間に渡り、東京都からの受託事業で講習会・シンポジウムを

実施してきましたが、協会員は勿論、協会員以外の業界関係者向けに魅力のある催し物にしていく必要性が高いように感じています。

アスペストに関する国の責任が明確になりつつあります。この問題はわが業界にとってもよそ事ではありません。アスペストが使われている構築物等が廃棄物に至る時期に入っているからです。協会ではこの問題への対処について、これまでも逐一、関係情報を発信してきましたが、今後も継続していきます。

毎年申し上げていますが、この号が皆様のお手元に届くころは年末の準備が始まる時期です。用意周到で新しい年を迎える準備をして頂ければ、幸いです。

(乙顔)

## とうきょうさんぱい 2014 第291号

発行人 高橋俊美  
企画・編集 報委員会  
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F  
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>  
E-mail; [info@tosankyo.or.jp](mailto:info@tosankyo.or.jp)  
印刷 皆川美術印刷株式会社

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>

# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去  
→成型→仕上



不要となった  
E・V・Aボードは  
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等  
に使用

パーティクルボード  
「E・V・Aボード」



## 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO<sub>2</sub>削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私達は  
地球温暖化防止に  
全力で取り組みます